

酒類製造免許

～どぶろくの製造～



どぶろく特区について・・・

- 酒類を製造する場合酒類製造免許が必要

(1) 人的要件

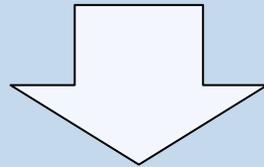
(2) 場所的要件

(3) 経営基礎要件

(4) 製造技術・設備要件

(5) 最低製造数量基準要件

どぶろく特区内において、一定の条件(特区法上の要件)をクリアすると・・・



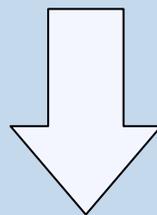
(5) 最低製造数量基準を適用しない。

● 最低製造数量基準とは・・・

年間の製造見込数量が6klに達していること

※ 注意点

- ・ (5)の最低製造数量基準要件のみ適用しない。
- ・ (1)～(4)の要件はクリアしなければならない。
- ・ 製造のためには酒類製造免許は必ず必要。



『誰でもどぶろくを製造できる』わけではない。

酒類製造免許

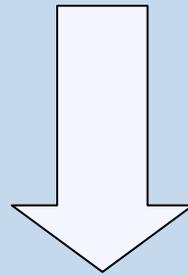
「その他の醸造酒（濁酒）」の製造免許が必要で、次の要件を満たさなければなりません。

○要件

- 1 特区法上要件
- 2 酒税法上要件

特区法上要件(1)

(1) 酒類を自己の営業場において飲用に供する業を特区内において営む農業者



**農家民宿や農家レストランを営む
農業者であること**

ここで言う農業者とは・・・

①農業を営む個人又は法人

②農業経営者の同居親族等

③農業生産法人の組合員等

特区法上要件(2)

(2) 製造する酒類は、「その他の醸造酒」(濁酒)に限ること

【原材料・製法】

A: 米、米こうじ、水

B: 米、水、特定物品⁽¹⁾

を原料として発酵させたもので、こさないもの。

○米について

原料として使用する米は**農業者みずから生産したものに限る。**

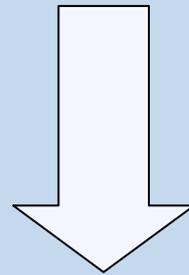
○(※1)特定物品について

麦その他の穀類(米を除く)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいいます。

(とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎなど)

特区法上要件(3)

(3) 特区内に所在する自己の酒類の製造場において、濁酒の製造を行うものであること。



農業者名義の製造場

酒稅法上要件

(1) 人的要件

(2) 場所的要件

(3) 經營基礎要件

(4) 製造技術・設備要件

酒税法上要件(1)

(1) 人的要件(酒税法10条1号から8号)

申請者が、酒類・アルコール関係の許可取消処分を受けたことがないこと、国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないことなど、人的に審査。



酒税法上要件(2)

(2) 場所的要件(酒税法10条9号)

正当な理由がないのに取締り上不相当と認められる場所に製造場を設けようとしていないこと。

具体的には・・・

● **製造場が、食堂などと同一の場所でないこと。**

(注) 製造場が、酒場、旅館、料理店等と接近した場所にある場合には、図面上で明確に区分。製造場と酒場、旅館、料理店等とを壁、扉等で区分していただく場合があります。

酒税法上要件(3)

(3) 経営基礎要件(酒税法10条10号)

申請者が、破産者で復権を得ていない場合のほか、その経営の基礎が薄弱であると認められる場合に該当しないこと。

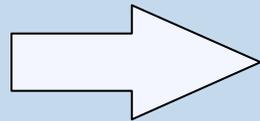
具体的には・・・

税金を滞納していないか、銀行取引停止処分を受けていないかなど。

酒税法上要件(4)

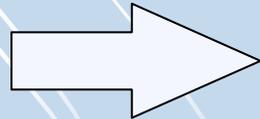
(4) 製造技術・設備要件(酒税法10条12号)

① 濁酒の製造について必要な技術的能力を備えていること。



技術的要件

② 製造場の設備が十分であること。



設備要件

技術的要件

申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること。

設備要件

酒類の製造又は貯蔵等に必要な機械、器具、容器等が十分備わっていると同時に、申請製造場の設置が工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していないこと。

飲食店営業許可

～農家レストラン、農家民宿で食事を提供～



農家レストランや農家民宿で食事を提供するためには

「飲食店営業」の営業許可が必要です。

◇◇営業許可取得までのスケジュール◇◇

- 1 着工前に営業予定施設の平面図等を持参して保健所に相談します。
- 2 平面図等で施設基準に適合していることが確認された場合は、着工できます。
- 3 施設の完成が間近になった時点(約1週間前)で申請します。

飲食店営業許可について

営業許可を受けるためには、次の要件を満たさなければなりません。

○要件

- (1) 施設基準
- (2) 食品衛生責任者の設置
- (3) 欠格要件に該当しない

(1) 施設基準

区画、面積、ゆか、内壁、天井、明るさ、換気、洗浄設備、汚物処理施設などに基準があります。

① 共通基準

- イ 建物の構造
- ロ 食品取扱設備
- ハ 給水及び汚物処理

② 飲食店営業追加基準

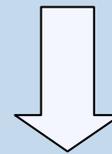
※施設の状態を保健所が確認し、個別の指示があります。

(2) 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから食品衛生責任者を置かなければなりません。

食品衛生責任者になれるのは次の方々です。

- 1 栄養士、調理師等の資格を持っている方。
- 2 食品衛生責任者になるための講習会を修了した方。



11月頃に講習会が開催されます。

(3) 欠格要件に該当しない

営業者が、次に該当する場合は許可を受けることができません。

- ① 食品衛生法または同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。
- ② 食品衛生法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうち上記のいずれかに該当する者がある場合。

旅館業営業許可

～農家民宿を開業～



農家民宿とは

農林漁業体験民宿業の一般的な呼び名で、

(1) 施設を設けて人を宿泊させ、

(2) 「農村滞在型余暇活動」又は「山村・漁村滞在型余暇活動」に必要な役務を提供

する営業のことです。

農山漁村滞在型余暇活動等に必要な役務

(1) 農村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

(2) 山村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 森林施業または林産物の生産若しくは採種の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動に利用することを目的とする施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

(3) 漁村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動に利用することを目的とする施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋
- 

旅館業を営業するためには

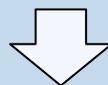
「旅館業営業」の営業許可が必要です。

○許可区分

- | | |
|--------|-----------------------|
| 「ホテル」 | 10室以上(洋室が半分以上)、1室9㎡以上 |
| 「旅館」 | 5室以上(和室が半分以上)、1室7㎡以上 |
| 「簡易宿所」 | 客室延床面積33㎡以上(※室数規定は無) |



農家民宿に最も適した営業形態



以下簡易宿主の営業許可に関する説明をします

旅館業営業許可について

営業許可を受けるためには、次の要件を満たさなければなりません。

○要件(簡易宿所)

(1) 施設基準

(2) 施設の設置場所

(3) 欠格要件に該当しない

(1) 施設基準

- ① 客室の延床面積は、33㎡以上であること。
- ② 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
- ③ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- ④ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- ⑤ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- ⑥ 適当な数の便所を有すること。
- ⑦ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(2) 施設の設置場所

設置場所が次の施設の敷地から約100mの区域内となり、設置によりその施設の清純な施設環境が著しく害される恐れがある場合は、設置は許可されません。

**学校、幼稚園、保育園、図書館、博物館、
公民館等**

(3) 欠格要件に該当しない

営業者が、次に該当する場合は許可を受けることができません。

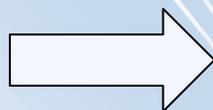
- ① 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者。
- ② 旅館業法の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者。
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうち上記のいずれかに該当する者がある場合。

農家民宿に関する規制緩和

農林漁業者が営む農家民宿の場合、開業時の規制が緩和されています。

○確認事項

- 1 農林漁業者であるか
- 2 「農山漁村滞在型余暇活動等に必要ない役務」を提供できるか



客室延床面積が33㎡未満でも簡易宿所の営業許可を受けることができる。

その他の規制緩和

特例により簡易宿所の営業許可を受けた場合のその他の規制緩和。

- ・調理室面積

一般食堂と同じ6.6㎡以上で可（従来は旅館・ホテル・簡易宿所は9.9㎡以上）

- ・調理室内専用手洗い施設

調理室内に専用の手洗い施設を要せず、手指洗淨消毒設備を設置すれば洗淨設備と兼用可

- ・配膳室の設置について

配膳室の設置は不要

・・・などまだ他にもあります。

酒類製造業営業許可

～どぶろくの瓶詰め～



どぶろくを瓶詰めするためには

「酒類製造業営業」

の営業許可が必要です。

この許可により、製造場内で
瓶詰めが可能になります。

「飲食店営業許可」の施設基準に、業種別による基準が追加されます。

■ 酒類製造業追加基準

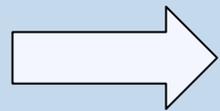
- ① 原材料保管室、こうじ室、仕込室、压榨室、火入室、充てん室、洗瓶室及び製品保管室を設けていること。
 - ② 瓶詰製品を製造する場合は、検瓶装置を設けていること。
- 

酒類販売業免許

～どぶろくの販売～



■ 製造場で販売する場合



酒類販売業免許は必要なし

■ 製造場以外で販売する場合



酒類販売業免許が必要

酒類販売業免許の要件

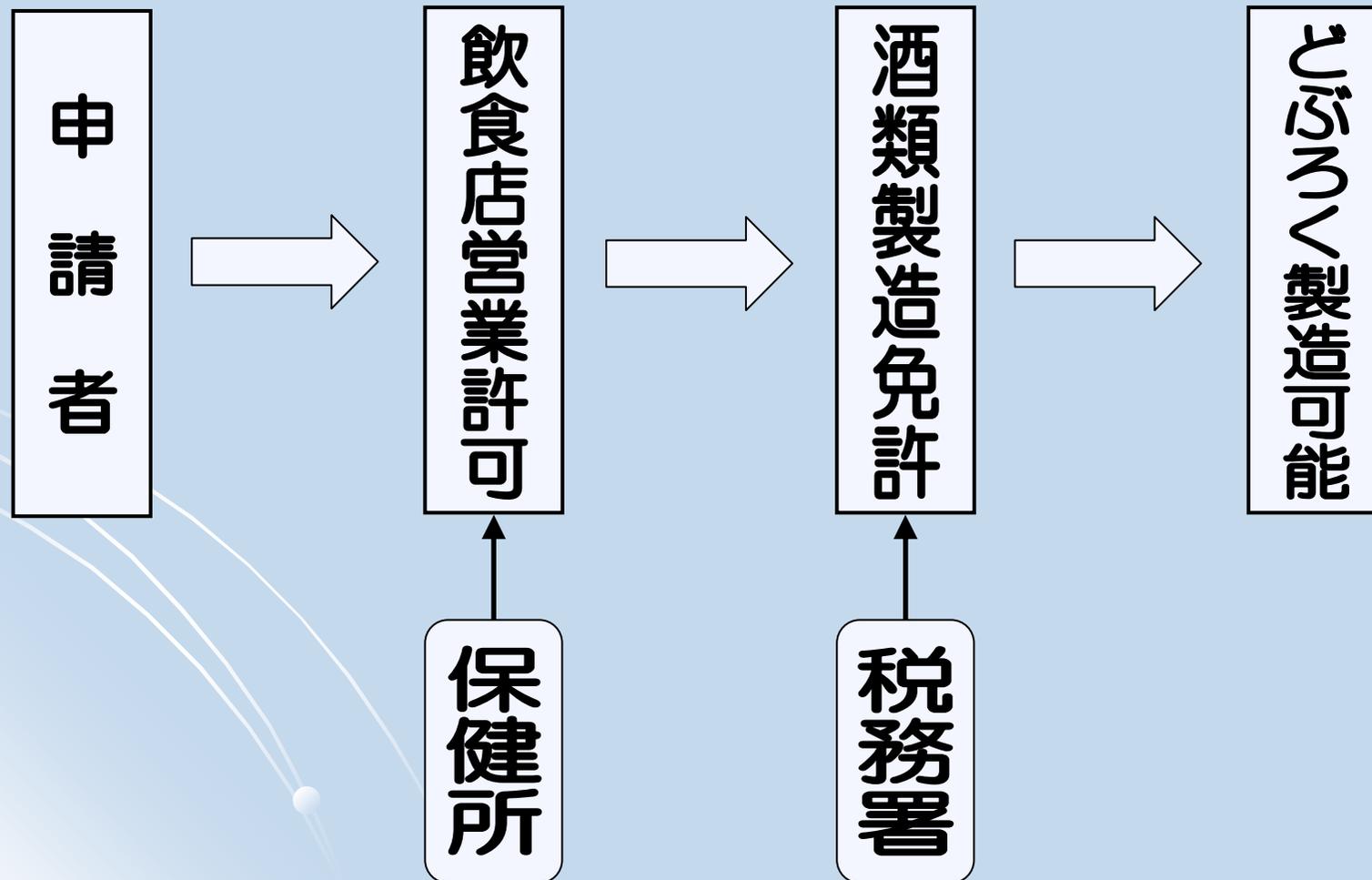
(1) 人的要件

(2) 場所的要件

(3) 経営基礎要件

(4) 需給調整要件

スケジュール(農家レストラン)



スケジュール(農家民宿)

